

令和4年12月市議会定例会提出議案

八尾市

議案第74号

損害賠償に関する和解専決処分承認の件

損害賠償に関する和解については、特に緊急を要したため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分を行ったので、同条第3項により市議会の承認を求める。

令和4年11月29日提出

八尾市長 山本桂右

専決第8号

損害賠償に関する和解専決処分の件

損害賠償に関する和解については、特に緊急を要するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分を行うものとする。

令和4年11月1日専決

八尾市長 山本桂右

記

1 和解の相手方

[REDACTED]

[REDACTED]

2 和解の要旨

(1) 人的損害賠償

ア 本市は、相手方に対し、本件事故に基づく人的損害賠償債務として、既払いの金3,782,323円を除き、金4,600,000円の支払義務があることを認める。

イ 本市は、相手方に対し、前号の金員を、令和4年11月30日限り、相手方の指定する口座に振り込む方法により支払う。この振込手数料は、本市の負担とする。

ウ 相手方は、その余の請求を放棄する。

エ 相手方及び本市は、本件事故に関し、本和解条項に定めるものほかに、何らの債権債務がないことを相互に確認する。

オ 訴訟費用は各自の負担とする。

(2) 物的損害賠償

ア 本市は、相手方に対し、本件事故に係る物的損害賠償として、本市の賠償額金78,760円と相手方の賠償額金11,880円を相殺し、本市が相手方に対し、金66,880円を支払う。

イ 今後本件事故に関しては、双方共裁判上又は裁判外において一切異議及び請求の申立てをしないことを誓約する。

3 事故の概要

平成29年4月18日午前10時44分頃、八尾市清水町一丁目2番先路上において、本市都市基盤整備課職員が公用車を運転中、左折しようとしたところ、左後方を走行していた相手方が運転する原動機付自転車と接触し、相手方が転倒し、頸椎捻挫、臀部打撲等の負傷をするとともに、双方車両に損害が生じた。その後、物的損害賠償に関しては和解するも、人的損害賠償に関しては合意に至らず、令和2年2月20日に相手方が本市を被告とする損害賠償請求訴訟を提起したもので、大阪地方裁判所において審理が行われていたところ、同裁判所から相手方及び本市に対し和解勧告があり、双方の協議を経て合意に至ったため、令和4年11月2日に同裁判所において和解が成立したものである。

議案第75号

大阪府都市競艇企業団規約の一部変更に関する協議の件

大阪府都市競艇企業団規約（昭和27年8月11日許可）の一部を次のように変更することについて、関係市と協議するにつき、市議会の議決を求める。

令和4年11月29日提出

八尾市長 山本桂右

理 由

大阪府都市競艇企業団の名称を変更することに伴い、規約の一部を変更することについて、関係市と協議するにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第290条の規定に基づき、本案を提出する次第である。

大阪府都市競艇企業団規約の一部を変更する規約

大阪府都市競艇企業団規約（昭和27年8月11日許可）の一部を次のように変更する。

題名を次のように改める。

大阪府都市ボートレース企業団規約

第1条及び第2条中「大阪府都市競艇企業団」を「大阪府都市ボートレース企業団」に改める。

附 則

この規約は、令和5年4月1日から施行する。

議案第76号

八尾市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正の件

八尾市印鑑の登録及び証明に関する条例（昭和58年八尾市条例第4号）の一部を次のように改正するにつき、市議会の議決を求める。

令和4年11月29日提出

八尾市長 山本桂右

理 由

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）第49条による電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）の一部改正に伴い、個人番号カードを所有する者につき移動端末設備を利用して多機能端末機による印鑑登録証明書の交付を受けることを可能とするにつき、条例の一部を改正する必要があるので、本案を提出する次第である。

八尾市条例第 号

八尾市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

八尾市印鑑の登録及び証明に関する条例（昭和58年八尾市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第15条の2中「個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。）」を「次に掲げるもの」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。）
- (2) 移動端末設備（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第35条の8第3項に規定する移動端末設備をいう。）

附 則

この条例は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）第49条の規定の施行の日から施行する。

議案第77号

八尾市手数料条例の一部改正の件

八尾市手数料条例（平成12年八尾市条例第13号）の一部を次のように改正するにつき、市議会の議決を求める。

令和4年11月29日提出

八尾市長 山本桂右

理 由

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）第49条による電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）の一部改正に伴い、個人番号カードを所有する者につき移動端末設備を利用して多機能端末機による証明書の交付を受けることが可能となることを受け、多機能端末機からの証明書発行に係る手数料の規定を整備するほか、都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（平成24年国土交通省令第86号）の一部改正に伴い、低炭素建築物新築等計画の認定等申請手数料の規定を整備するにつき、条例の一部を改正する必要があるので、本案を提出する次第である。

八尾市条例第　号

八尾市手数料条例の一部を改正する条例

八尾市手数料条例（平成12年八尾市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カード（以下この条において「個人番号カード」という。）を利用して」を削り、同条第2号、第4号の2、第13号及び第15号の2中「個人番号カードを利用して」を削る。

第6条の3第1項の表備考第1項中「、認定等」の次に「の申請」を加え、「（共同住宅等又は複合建築物（共同住宅等とみなす部分を有するものに限る。）の建築物全体が認定等の対象の範囲であって法第54条第1項第1号に規定する経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣が定める基準（以下「建築物の低炭素化誘導基準」という。）に基づく住宅部分の設計一次エネルギー消費量に当該住宅部分の共用部分に係る設計一次エネルギー消費量を含まないもの（以下この条において「共同住宅等の建築物全体の申請で共用部分を評価しないもの」という。）については、当該認定等の申請に係る部分の床面積から当該住宅部分の共用部分の床面積（以下この条において「住宅共用部分の床面積」という。）を除いた床面積）」を削り、「変更の認定」の次に「の申請」を加え、「当該増加に係る部分の床面積（共同住宅等の建築物全体の申請で共用部分を評価しないものについては当該増加に係る部分の床面積から当該部分の住宅共用部分の床面積を除いた床面積）」を「当該増加に係る建築物の部分の床面積」に改め、「（共同住宅等の建築物全体の申請で共用部分を評価しないものについては当該増加に係る部分以外の部分の床面積から当該部分の住宅共用部分の床面積を除いた床面積）」を削り、同表備考第4項を同表備考第5項とし、同表備考第3項中「建築物の低炭素化誘導基準」を「法第54条第1項第1号の経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣が定める基準」に改め、同項を同表備考第4項とし、同表備考第2項を同表備考第3項とし、同表備考第1項の次に次の1項を加える。

2 「共用部分」とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第

4条第3項第1号に規定する共用部分をいう。

第6条の3第2項の表備考第2項中「備考4」を「備考5」に改め、同条第3項の表備考第2項中「備考4」を「備考5」に改め、同条第4項の表備考第2項中「備考4」を「備考5」に改め、同条第6項の表備考第1項中「（共同住宅等の建築物全体の申請で共用部分を評価しないものについては、当該変更の認定の申請に係る部分の床面積から当該部分の住宅共用部分の床面積を除いた床面積）」を削り、同表備考第2項中「備考2から備考4まで」を「備考3から備考5まで」に改め、同条第7項の表備考中「備考2から備考4まで」を「備考3から備考5まで」に改め、同条第8項の表備考中「備考2から備考4まで」を「備考3から備考5まで」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の改正規定は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）第49条の規定の施行の日から施行する。

議案第78号

八尾市子どもの医療費の助成に関する条例及び八尾市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例の一部改正の件

八尾市子どもの医療費の助成に関する条例（平成5年八尾市条例第19号）及び八尾市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例（昭和55年八尾市条例第28号）の一部を次のように改正するにつき、市議会の議決を求める。

令和4年11月29日提出

八尾市長 山本桂右

理由

大阪府の福祉医療費助成制度の見直しに伴い、生活保護停止中の者を助成の対象者とするにつき、条例の一部を改正する必要があるので、本案を提出する次第である。

八尾市条例第　号

八尾市子どもの医療費の助成に関する条例及び八尾市ひとり親家

庭の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

(八尾市子どもの医療費の助成に関する条例の一部改正)

第1条 八尾市子どもの医療費の助成に関する条例（平成5年八尾市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項第1号中「被保護者」の次に「（その保護を停止されている者を除く。）」を加える。

(八尾市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例の一部改正)

第2条 八尾市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例（昭和55年八尾市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「被保護者」の次に「（その保護を停止されている者を除く。）」を加える。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議案第79号

八尾市重度障害者の医療費の助成に関する条例の一部改正の件

八尾市重度障害者の医療費の助成に関する条例（昭和48年八尾市条例第57号）の一部を次のように改正するにつき、市議会の議決を求める。

令和4年11月29日提出

八尾市長 山本桂右

理 由

大阪府の福祉医療費助成制度の見直しに伴い、生活保護停止中の者を助成の対象者とするにつき、条例の一部を改正する必要があるので、本案を提出する次第である。

八尾市条例第 号

八尾市重度障害者の医療費の助成に関する条例の一部を改正する
条例

八尾市重度障害者の医療費の助成に関する条例（昭和48年八尾市条例第57号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「各号の1」を「各号のいずれか」に改め、同条第2項中「各号の1」を「各号のいずれか」に改め、同項第1号中「被保護者」の次に「（その保護を停止されている者を除く。）」を加える。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議案第80号

八尾市個人情報の保護に関する法律施行条例制定の件

八尾市個人情報の保護に関する法律施行条例を次のとおり制定するにつき、
市議会の議決を求める。

令和4年11月29日提出

八尾市長 山本桂右

理 由

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の一部改正により、
地方公共団体の個人情報保護制度について全国的な共通ルールが規定された
ことに伴い、本市の個人情報の取扱いについて、条例を制定する必要があるので、
本案を提出する次第である。

八尾市条例第 号

八尾市個人情報の保護に関する法律施行条例

(趣旨)

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行及び八尾市個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の組織等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例で使用する用語は、法で使用する用語の例による。

2 前項に定めるもののほか、この条例において「実施機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会、病院事業管理者、水道事業管理者、消防長及び財産区をいう。

(手数料及び費用負担)

第3条 法第89条第2項の規定による手数料は、無料とする。

2 法第87条第1項の規定により保有個人情報の写しの交付を受ける者は、当該写しの作成に要する費用を負担しなければならない。

(審査会への諮問)

第4条 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聞くことが特に必要であると認めるときは、審査会に諮問することができる。

- (1) この条例の規定を改正し、又は廃止しようとする場合
- (2) 法第66条第1項の規定に基づき講ずる措置の基準を定めようとする場合
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、実施機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合

(審査会)

第5条 次の各号に掲げる事務を行うため、本市に審査会を置く。

- (1) 法第105条第3項において準用する同条第1項の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議すること。
- (2) 前条の規定による諮問に応じ意見を述べること。
- (3) 八尾市議会の個人情報の保護に関する条例（令和4年八尾市条例第

号。以下「議会個人情報保護条例」という。) 第45条の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議すること。

- (4) 議会個人情報保護条例第46条の規定による諮問に応じ意見を述べること。
 - (5) 特定個人情報保護評価に関する規則(平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号)第7条第4項の規定により意見を述べること。
- 2 審査会は、委員5人以内で組織する。
- 3 委員は、学識経験者その他市長が適當と認める者のうちから、市長が委嘱する。
- 4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員は、再任されることができる。
- 6 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
- 7 審査会は、必要があると認めるときは、審査請求人、法第105条第3項において準用する同条第1項又は議会個人情報保護条例第45条の規定により審査会に諮問をした機関の職員その他の関係人に対して、意見若しくは説明又は資料の提出を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提出された資料の公開を求めるることはできない。
- 8 前各項に定めるもののほか、審査会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

(運用状況の公表)

第6条 市長は、毎年1回、各実施機関に係る法及びこの条例の運用状況を取りまとめ、これを公表しなければならない。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が定める。

(罰則)

第8条 第5条第6項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(八尾市個人情報保護条例の廃止)

第2条 八尾市個人情報保護条例（平成10年八尾市条例第15号。以下「旧条例」という。）は、廃止する。

(経過措置)

第3条 この条例の施行の際現に旧条例第11条第3項に規定する者が、その事務に関して知り得た旧条例第2条第1号に規定する個人情報（以下「旧個人情報」という。）を漏らしてはならない義務については、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）後も、なお従前の例による。

2 この条例の施行の際現に旧条例第12条第1項又は第2項に規定する者が、その職務又は業務に関して知り得た旧個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない義務については、施行日後も、なお従前の例による。

3 施行日前に旧条例第13条、第19条、第22条又は第25条の規定による請求がされた場合における当該請求に係る手続については、なお従前の例による。

4 施行日前に旧条例第30条第2項の規定による諮問がされた場合における旧条例に規定する調査審議については、なお従前の例による。

5 この条例の施行の際現に旧条例第31条第1項に規定する八尾市個人情報保護審査会（次項において「旧審査会」という。）の委員の職にある者は、この条例の規定により設置された八尾市個人情報保護審査会の委員として委嘱されたものとみなし、その任期は、当該委員の残任期間とする。

6 施行日前において旧審査会の委員の職にあった者に係る旧条例第31条第5項の規定による職務上知り得た秘密を漏らしてはならない義務については、施行日後も、なお従前の例による。

7 施行日前において旧条例第32条第1項に規定する個人情報保護審議会の委員の職にあった者に係る同条第6項の規定による職務上知り得た秘密を漏らしてはならない義務については、施行日後も、なお従前の例による。

8 施行日前にした行為並びに第1項、第2項、第6項及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日後にした行為に対する

旧条例に規定する罰則の適用については、なお従前の例による。

(八尾市行政不服審査法施行条例の一部改正)

第4条 八尾市行政不服審査法施行条例（平成28年八尾市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第3条中「次に掲げる処分又は不作為に係る」を「八尾市情報公開条例（平成7年八尾市条例第9号）に規定する公文書の公開請求に対する決定又は公文書の公開請求に係る不作為に関する」に改め、同条各号を削る。

(八尾市暴力団排除条例の一部改正)

第5条 八尾市暴力団排除条例（平成25年八尾市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項中「八尾市個人情報保護条例（平成10年八尾市条例第15号）第2条第2号に規定する実施機関（以下「実施機関」という。）」を「八尾市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年八尾市条例第 号）第2条第2項に規定する実施機関及び議会（以下「実施機関等」という。）」に、「同条第1号」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項」に改め、同条第2項中「実施機関」を「実施機関等」に改める。

(八尾市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の一部改正)

第6条 八尾市公の施設に係る指定管理者の指定手續等に関する条例（平成16年八尾市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項中「八尾市個人情報保護条例（平成10年八尾市条例第15号）」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」に改める。

(八尾市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第7条 八尾市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年八尾市条例第166号）の一部を次のように改正する。

別表八尾市個人情報保護審議会委員の項を削る。

議案第81号

令和4年度八尾市一般会計第12号補正予算の件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定に基づき、令和4年度八尾市一般会計第12号補正予算を、当該予算に関する説明書とあわせ別冊のとおり提案する。

令和4年11月29日提出

八尾市長 山本桂右

議案第82号

令和4年度八尾市国民健康保険事業特別会計第1号補正予算の件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定に基づき、令和4年度八尾市国民健康保険事業特別会計第1号補正予算を、当該予算に関する説明書とあわせ別冊のとおり提案する。

令和4年11月29日提出

八尾市長 山本桂右

議案第83号

令和4年度八尾市介護保険事業特別会計第1号補正予算の件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定に基づき、令和4年度八尾市介護保険事業特別会計第1号補正予算を、当該予算に関する説明書とあわせ別冊のとおり提案する。

令和4年11月29日提出

八尾市長 山本桂右

議案第84号

令和4年度八尾市土地取得事業特別会計第1号補正予算の件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定に基づき、令和4年度八尾市土地取得事業特別会計第1号補正予算を、当該予算に関する説明書とあわせ別冊のとおり提案する。

令和4年11月29日提出

八尾市長 山本桂右

議案第85号

八尾市立しおんじやま古墳学習館の指定管理者指定の件

八尾市立しおんじやま古墳学習館の指定管理者を指定するについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、市議会の議決を求める。

令和4年11月29日提出

八尾市長 山本桂右

記

1 管理を行わせる施設

名称 八尾市立しおんじやま古墳学習館

位置 八尾市大竹五丁目143番地の2

2 指定管理者

大阪府南河内郡河南町大字白木1152番地

特定非営利活動法人歴史体験サポートセンター楽古

代表理事 福田 和浩

3 指定の期間 令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

議案第86号

八尾市立龍華図書館の指定管理者指定の件

八尾市立龍華図書館の指定管理者を指定するについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、市議会の議決を求める。

令和4年11月29日提出

八尾市長 山本桂右

記

1 管理を行わせる施設

名称 八尾市立龍華図書館

位置 八尾市南太子堂二丁目1番45号

2 指定管理者

東京都文京区大塚三丁目1番1号

株式会社図書館流通センター

代表取締役 谷一 文子

3 指定の期間 令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

議案第87号

中学校給食配膳室備品等一式買入れの件

中学校給食配膳室備品等一式を買入れるについて、八尾市公有財産及び物品条例（昭和39年八尾市条例第10号）第5条の規定に基づき、市議会の議決を求める。

令和4年11月29日提出

八尾市長 山本桂右

記

- 1 買入れ物品 中学校給食配膳室備品等一式
- 2 買入れ金額 318,923,000円
- 3 買入れの相手方

八尾市中田四丁目153番地

三和厨房株式会社

代表取締役 中野 圭二

令和4年12月市議会定例会提出議案
令和4年11月発行（R 4-125）
八尾市総務部政策法務課